

(7)先進農林家等体験学習（インターナンシップ）

群馬県立農林大学校先進農林家等体験学習実施要領により実施する。

① 目的

学習は、優れた農林業経営の現場や学習に関連した団体・企業などで実地に体験することにより、教育計画に基づく研究課題または専攻したコースで学んだ知識、技術を深めることや、体験就業を目的とする。

② 学習時期、期間

実施時期は、1学年の2月から2学年前期の間に行うものとし、期間は26日間とする。（全コース同じ）

③ 学習先

学習先は、原則として県内の先進的な農林家等で県が認定した農業経営士、指導林家、本校卒業生等及び、教育計画の主旨に関連する団体・企業とし、学生1人につき1カ所とする。

④ 心構え

群馬県立農林大学校体験学習心得による。

⑤ 成果の報告

ア 体験学習報告書

別に定める体験学習報告書に日誌を記帳し、学習先の経営・事業概要等を調査して学習報告書を作成する。学習先の指導責任者の検印を受け1週間以内に提出する。

イ 体験学習報告検討会

体験学習の総括として、体験学習報告検討会を開き、学習成果を発表するとともに、学生相互の意見交換等を行うものとし、実施する。

⑥ 評価方法

学業成績評価基準により評価する。